

久米島町立学校統合・再編計画策定業務委託 公募型プロポーザル実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「久米島町立学校統合・再編計画策定業務委託」（以下「本業務委託」という。）について、透明性及び公平性を確保しながら、豊富な経験、実績、優れた企画提案力及び信頼性を有する最も適した受注候補者を特定するために行う公募型プロポーザル方式による契約実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募型プロポーザル方式参加者を公募し、その参加者のうち、一定の条件を満たす者から提案を受けるプロポーザル方式をいう。
- (2) 参加者 第8条第1項の参加表明書を提出した者をいう。

(企画提案審査委員会)

第3条 本業務委託の公募型プロポーザル方式（以下「公募型プロポ」という。）により厳正かつ公平に契約の相手方を特定するため、企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）を置き、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 企画提案書の評価
- (2) 優先交渉権者及び次点交渉権者の特定
- (3) その他必要な事項

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員6人以内で組織し、委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 久米島町副町長
- (2) 久米島町役場総務課長
- (3) 久米島町役場企画財政課長
- (4) 久米島町役場建設課長
- (5) 久米島町教育委員会教育課長
- (6) 久米島町教育委員会学校規模適正化担当

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は久米島町副町長を、副委員長は久米島町教育委員会教育課長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ委員長が招集し、委員長は、その会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 会議は、非公開とする。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(公正な委員会の運営)

第6条 第14条の事務局は、委員と参加者との間の接触又は利害関係等の有無について、委員会による企画提案書の評価の前に、委員からの聞き取り等により確認するものとする。

- 2 受注候補者を特定するまでの間に、参加者から委員に対して故意の接触があった場合は、委員は事務局へ通報することとし、当該参加者を評価対象から除外するものとする。
- 3 委員会が技術提案書の評価に入った後に、委員から評価内容に関して利害関係がある旨の申告があった場合は、当該委員は、当該評価に関与しないこととする。
- 4 委員が故意に不正行為を行った場合は、委員は辞退し、又は解任されるものとする。

(募集要項の公表)

第7条 町長は、本業務委託の公募型プロポの公募を開始するときは、別に定める久米島町立学校統合・再編計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）を町ホームページ等に掲載し、公表するものとする。

(参加の表明及び参加資格の確認)

第8条 本業務委託の公募型プロポに参加しようとする者は、実施要領に定める参加申込書を提出しなければならない。

- 2 委員会は、前項の参加申込書が提出されたときは、当該参加者が実施要領に定める資格要件に適合するか確認し、適合すると認めたときは、当該参加者に対し、企画提案書の提出を依頼するものとする。

(評価の基準)

第9条 委員会は、前条第2項の規定により提出された企画提案書について、実施要領に定める基準に基づき、書類評価を実施するとともに、参加者による企画提案書についてのプレゼンテーション及び質疑応答により、評価点を採点するものとする。

(受注候補者の特定)

第10条 委員会は、前条の評価点が高い者から順次、評価順位を決定し、評価順位が第一位の者を受注候補者、第二位の者を次点受注候補者として特定するものとする。

2 前項の評価順位が第一位又は第二位の者が複数いる場合は、委員会の協議により受注候補者又は次点受注候補者を特定するものとする。

3 町長は、受注候補者及び次点受注候補者に特定した旨を通知するものとする。

(非特定理由の説明)

第11条 町長は、前条第3項の規定による通知と同日付けで、受注候補者及び次点受注候補者のいずれにも特定しなかった参加者に対し、その旨及び特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）を通知するものとする。

(結果の公表)

第12条 委員会は、第10条第1項の規定により受注候補者及び次点受注候補者を特定したときは、次に掲げる事項を町ホームページ等に掲載し、公表するものとする。

(1) 業務委託の名称

(2) 受注候補者及び次点受注候補者の名称及び所在地

(特記仕様書等の作成及び契約の締結)

第13条 町長は、受注候補者と協議し、募集要綱及び企画提案書に基づき、本業務の特記仕様書及び設計書を作成し、予定価格を決定するとともに、受注候補者から見積書を徴し、当該見積書の金額が予定価格の範囲内である場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号及び久米島町契約規則（平成21年久米島町規則第12号）の規定に基づき、随意契約により契約を締結するものとする。ただし、受注候補者が参加表明書の提出があった日から契約の締結までの間に募集要項に定める参加資格を有しなくなったとき、その他契約の締結が不適当と認められたときは、受注候補者との契約の締結は行わず、次点受注候補者と本文に規定する手続により、契約を締結するものとする。

(事務局等)

第14 条 この公募型プロポーザルに関する事務局及び委員会の庶務は、久米島町教育委員会教育課において担当する。

(委任)

第15 条 この要綱及び実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、本業務委託の契約締結日限り、その効力を失う。